

# 第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

## 〈策定の根拠、計画の位置づけ等〉

◇策定の根拠：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条及び「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」

◇位置づけ：鳥獣の保護及び管理を図るための事業（鳥獣保護管理事業）を計画的に実施するために、都道府県知事が策定するもので、法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲等の許可、鳥獣の生息状況等の調査等に関する事項を定めるもの。

◇計画の期間：令和4年度～令和8年度

## 〈現状と課題〉

◇生息数が減少している鳥獣の保護に向けた取組が必要

◇特定の鳥獣の生息数増加と生息域拡大に伴う人的被害・農林水産業被害の抑制に向けた管理の取組が必要

⇒継続的なモニタリングと、その結果を踏まえた保護と管理の両立が必要

## 〈目標〉

人と鳥獣との適切な関係の構築と  
生物多様性の保全

## 〈計画の概要〉

### 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
- 2 鳥獣保護区特別保護地区の指定

### 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

### 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
- 2 捕獲許可基準の設定
- 3 目的別の捕獲許可の基準

### 特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域
- 2 指定猟法禁止区域

### 特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画

### 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 1 担い手の育成及び確保
- 2 鳥獣保護センターの運営

### その他

- 1 狩猟の適正化
- 2 傷病鳥獣救護
- 3 油等による水鳥の汚染対策
- 4 感染症への対応
- 5 普及啓発
- 6 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

## 今回追加・修正する主な項目

- 1 特定鳥獣管理計画に係るモニタリング及び中長期的な視点での評価の実施
- 2 市街地への獣類の出没に対する対応
- 3 感染症への対応  
(豚熱に係る記載の追加等)
- 4 錯誤捕獲※への対応

※シカやイノシシを捕獲するためのわなに、意図しない鳥獣（カモシカやクマ）がかかること

## 〈第二種特定鳥獣管理計画〉

人とのあつれきが深刻化している鳥獣の生息数及び生息域を適正な水準にすることが目的。いずれも計画の期間は令和4年度～令和8年度。

- 1 ツキノワグマ  
→地域個体群の安定的な維持、人的被害及び農林業被害の軽減
- 2 ニホンジカ  
→個体数の適正な水準までの減少、農林業と自然植生等への被害の低減
- 3 イノシシ  
→生息数の減少及び農林業被害の抑制
- 4 カモシカ  
→学術的価値に配慮し、地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の低減